

## 6 福祉医療事業

### 1 ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭・父子家庭・養育者家庭の生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者  
市内に住所を有する医療保険加入者で次のいずれかに該当する方  
ア ひとり親家庭等の父又は母及び養育者  
イ ひとり親家庭等の父又は母及び養育者に扶養されている 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童（中程度以上の障害の状態にある場合、高等学校等に在学中の場合は 20 歳未満まで）  
ウ 所得制限基準以内の方
- (2) 医療証の交付  
対象となる方に「**親**福祉医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲  
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法  
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（平成 26 年度）  
対象者 43,790 人
- (6) 医療費支給状況（平成 26 年度）  
件数 627,735 件  
金額 1,718,519,450 円

### 2 小児医療費助成事業

0 歳から中学卒業までの小児の健康保持及びその家庭の生活の安定を図るため、小児の医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者  
市内に住所を有し、医療保険に加入している中学校卒業までの小児  
ただし、ひとり親家庭等医療費助成、重度障害者医療費助成事業に該当する小児を除きます。  
また、1 歳以上については所得制限を導入しています。
- (2) 助成の範囲  
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）  
以下の表のとおり、年齢により、助成の範囲・方法に違いがあります。

年 齢	0 歳	1 歳～小学 1 年生	小学 2 年生～中学卒業
助 成 対 象	入院・通院	入院・通院	入院のみ
対 象 と な る 方	全員	本市が定める所得制限限度額未満の方	
医 療 証	あ り		な し

- (3) 助成の方法  
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (4) 所得制限

扶養親族等の数	入院・通院の所得制限限度額
0 人	540 万円
1 人	578 万円
2 人	616 万円
3 人	654 万円
4 人以上	(1 人増すごとに 38 万円加算)

- (5) 対象者数（平成 26 年度）
  - 0 歳・・・・・・・・・・・・ 30, 778 人
  - 1 歳～小学 1 年生・・・・・・・・ 170, 155 人
- (6) 医療費支給状況（平成 26 年度）
  - 件数 3, 796, 445 件
  - 金額 7, 042, 858, 035 円

### 3 小児慢性特定疾患医療給付

児童福祉法に基づき、小児の慢性疾患の治療研究を推進し、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。

- (1) 給付の対象者
  - 市内に住所を有し、次の疾患群に該当する疾患に罹患している 18 歳未満（20 歳未満まで延長可）の方
    - ア 悪性新生物（小児がん）
    - イ 慢性腎疾患
    - ウ 慢性呼吸器疾患
    - エ 慢性心疾患
    - オ 内分泌疾患
    - カ 膠原病
    - キ 糖尿病
    - ク 先天性代謝異常
    - ケ 血液疾患
    - コ 免疫疾患
    - サ 神経・筋疾患
    - シ 慢性消化器疾患
    - ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
    - セ 皮膚疾患群
  - ※平成 27 年 1 月 1 日から、法制化に伴い、小児慢性特定**疾病**医療給付事業となり、対象疾病数の増（514 から 704 へ）、自己負担割合の減（就学児以上は 3 割から 2 割へ）、自己負担上限額の改正（26 年 12 月 31 日までの既認定者は 3 年間の経過措置あり）などがありました。

- (2) 受診券の交付
  - 申請に基づき、小児慢性特定疾患医療の給付を決定したとき、「小児慢性特定疾患医療受診券」を交付します。
- (3) 給付の範囲
  - 保険診療の一部負担金。（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
  - ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。
- (4) 給付の方法
  - 医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をし、医療受診券を医療機関の窓口等で使用しなかった場合は、受給者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。（所得に応じて自己負担あり）
- (5) 有効期間
  - 最長 1 年間
- (6) 受給者数（平成 26 年度）
  - 3, 189 人
- (7) 支給金額（平成 26 年度）
  - 890, 892, 828 円

### 4 育成医療給付

障害者自立支援法の規定に基づき、身体上の障害を有する児童又はこれを放置すると将来において障害

を残すと認められる児童で、手術等によって確実なる治療効果が見込まれる場合に医療を給付します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、生まれつき又は病気などにより身体に下記の障害のある 18 歳までのお子さんで、指定医療機関で治療を受ける方

ア 肢体不自由によるもの（先天性股関節脱臼など）

イ 視覚障害によるもの（眼瞼欠損など）

ウ 聴覚、平衡機能障害によるもの（外耳奇形など）

エ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの（口蓋裂など）

オ 内臓障害によるもの（食道閉鎖など）

（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）

カ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの

(2) 受給者証の交付

申請に基づき、自立支援医療費育成医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（育成医療）受給者証」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金が 1 割負担になります。

ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。

（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）

(4) 受給者数（平成 26 年度）

477 人

(5) 支給金額（平成 26 年度）

39,871,378 円

## 5 結核児童療育医療給付

児童福祉法に基づき、児童の心身両面にわたる健全な育成を目的として、結核児童に対する療育の給付等を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有する結核に罹患した児童であって、その治療に特に長期間を要し、医師が入院の必要を認めた方

(2) 療育券の交付

申請に基づき、療育の給付を決定したとき、「療育券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）、一定範囲の学習用品・日用品

(4) 給付の方法

指定医療機関において「療育券」を提示し療育の給付を受けた自己負担分及び学習用品・日用品について、現物給付します。ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

(5) 受給者数（平成 26 年度）

0 人

## 6 未熟児養育医療給付

母子保健法の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療給付を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、体重が 2,000g 以下又は身体の発育が未熟なままで生まれ、指定医療機関に入院した乳児（0 歳児）

(2) 未熟児養育医療券の交付

申請に基づき、未熟児養育医療の給付を決定したとき、「養育医療券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）

ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

- (4) 給付の方法  
医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をします。
- (5) 受給者数（平成 26 年度）  
857 人
- (6) 支給金額（平成 26 年度）  
200, 181, 650 円

## 7 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者  
市内に住所を有する被用者保険加入者又は横浜市国民健康保険加入者若しくは横浜市の後期高齢者医療制度加入者で、次のいずれかに該当する方  
ア 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所有する方  
イ 知能指数 35 以下の方  
ウ 3 級の身体障害者手帳を所有し、知能指数 50 以下の方  
エ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を有する方（ただし、入院費用は除く。）[平成 25 年 10 月から]
- (2) 医療証の交付  
対象となる方に、「横浜市重度障害者医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲  
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法  
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（平成 26 年度）  
対象者 54, 183 人
- (6) 医療費支給状況（平成 26 年度）  
件数 1, 712, 173 件  
金額 10, 169, 161, 586 円

## 8 更生医療給付

障害者自立支援法の規定に基づき、身体障害者に対して、障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療を給付します。

- (1) 給付の対象者  
市内に住所を有し、18 歳以上で次のア・イの両方を満たす方  
ア 身体障害者手帳を持っている方  
イ 都道府県・政令市・中核市により指定を受けた医療機関において、身体障害者手帳に書かれている障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療（例：角膜手術、人工関節置換術、心臓手術、人工透析療法、腎移植術、腎移植後の抗免疫療法、抗 HIV 療法・肝臓移植術など）を受ける方
- (2) 受給者証の交付  
申請に基づき更生医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（更生医療）受給者証」を交付します。
- (3) 給付の範囲  
保険診療の一部負担金が 1 割負担になります。  
ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。  
（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 受給者数（平成 26 年度）  
1, 731 人
- (5) 支給金額（平成 26 年度）  
4, 775, 695, 972 円